



福岡医発第 2830 号 (地)
令和 5 年 1 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 5 年度税制改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきましては、令和 4 年 12 月 20 日開催の「各医師会税務担当理事者会」にてご説明申し上げました。

今般、12 月 23 日に閣議決定された令和 4 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）において、日本医師会が令和 4 年 8 月にとりまとめた「令和 5 年度医療に関する税制要望」のうち、主に以下の事項が実現されることになった旨、別添のとおり日本医師会より連絡がありました。

1. 事業税非課税措置・軽減措置につきましては、引き続き検討事項とされ、存続されること。
2. 四段階税制につきましても、大綱に記載はないが、存続されること。
3. 認定医療法人に係る税制措置が延長・拡充されること。
4. 医療用機器等の特別償却制度が延長されること。
5. 地域医療構想実現に向けた税制措置（登録免許税）が延長されること。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添資料をご参照いただきますようお願いいたします。

[別添資料]

- 令和 5 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和 4 年 12 月 16 日）における要望実現項目（日本医師会、令和 4 年 12 月）
- 令和 5 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和 4 年 12 月 16 日）
- 参考資料 厚生労働省「令和 5 年度税制改正の概要（厚生労働省関係）」（令和 4 年 12 月）より抜粋

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第1914号（医経）

令和5年1月5日

都道府県医師会長殿

公益社団法人 日本医師会

会長 松本 吉郎

（公印省略）

令和5年度税制改正について

去る12月16日、令和5年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）が公表され、その後12月23日に閣議決定されましたので、ご報告申し上げます。

本会は、令和4年8月に「令和5年度 医療に関する税制要望」をとりまとめ、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望してまいりました。この間、各都道府県医師会、各都市区医師会から、多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御陰様にて、主に以下の事項が実現することとなりました。

1. 事業税非課税措置・軽減措置につきましては、引き続き検討事項とされ、存続となりました。
2. 四段階制につきましても、大綱に記載はありませんが、存続となりました。
3. 認定医療法人に係る税制措置が延長・拡充されました。
4. 医療用機器等の特別償却制度が延長されました。
5. 地域医療構想実現に向けた税制措置（登録免許税）が延長されました。

今後も日本医師会は地域医療を支える医療機関の経営の安定化のためにあるべき税制の実現に向け、政府に要望してまいります所存です。

詳細につきましては、別添資料をご参照くださいますようお願い申し上げます。

[別添資料]

- 令和5年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和4年12月16日）における要望実現項目（日本医師会、令和4年12月）
- 令和5年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和4年12月16日）
- 参考資料

厚生労働省「令和5年度税制改正の概要（厚生労働省関係）」（令和4年12月）より抜粋

「令和 5 年度税制改正大綱」 (自由民主党・公明党、令和 4 年 12 月 16 日) における要望実現項目

令和 5 年 1 月

公益社団法人 日本医師会

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に係る事業税非課税
・医療法人の自由診療等部分に係る事業税の軽減税率
(事業税)

【税制改正大綱 117 頁（検討事項）】

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【日本医師会税制改正要望】

- 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。
- 医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

【参考】社会保険診療報酬以外（自由診療分）に係る医業所得の課税（現行）

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：下表の特別法人の税率（※1）

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)	特別法人（医療法人） (※2)
年 400 万円以下の所得	4.795%	4.7075%
年 400 万円超 800 万円以下の所得	7.261%	6.5905%
年 800 万円超の所得	9.59%	

※1 税率は事業税と特別法人事業税との合算税率であり、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

※2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例（いわゆる四段階税制） (所得税・法人税)

- ・ 特例措置の存続が認められた（税制改正大綱に記載なし）。

【日本医師会税制改正要望】

- 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）を存続すること。

【参考】所得計算の特例措置

- ・ 対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は対象外。

- ・ 内容

社会保険診療報酬の金額	概算経費率
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

二 期限の到来する制度の延長等

(1) 認定医療法人制度に係る税制措置の延長及び拡充

(相続税・贈与税)

【税制改正大綱 44 頁】

- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を3年3月延長する。
 - ① 相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を超えない範囲内のものとする。
 - ② その他所要の措置を講ずる。

【日本医師会税制改正要望】

- 認定医療法人制度の延長及び拡充。

【参考】認定医療法人制度の概要（現行、認定制度の期限：令和5年9月30日）

相続人が「持分あり医療法人」の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除される。

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合も同様。

さらに、移行計画に基づき「持分なし医療法人」へ移行した場合、出資者の持分放棄に伴う法人贈与税については、非課税となる。

(2) 医療機関の設備投資に係る特別償却制度の延長

- ① 医療用機器の特別償却制度の延長
- ② 医師及び医療従事者の労働時間短縮に資する
器具備品、ソフトウェアの特別償却制度の延長
- ③ 地域医療構想の実現に資する病院用等の建物、建物附属設備
の特別償却制度の延長

(所得税・法人税)

【税制改正大綱70頁】

- 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

【日本医師会税制改正要望】

- 医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずること。
 - ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を160万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用とするとともに、適用期限を延長すること。
 - ② 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

【参考 1】医療用機器に係る特別償却制度の概要（現行、適用期限：令和5年3月31日）

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、未使用の医療用機器（取得価額500万円以上）（注）を取得等（所有権移転外リース取引による取得を除く）して、医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の12%の特別償却ができる。

（注）

- ・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・ 薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

2. ただし、CT・MRIで一定のものについては、適用要件が追加され、効率的な配置促進のため一定の要件を満たすことについて都道府県の確認を得ることが必要。

【参考2】勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度の概要

（現行、適用期限：令和5年3月31日）

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる設備等を取得（所有権移転外リース取引による取得を除く）又は製作して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の15%の特別償却ができる。

2. 対象設備（勤務時間短縮用設備等）

器具及び備品（医療用機器を含む。）並びにソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）であって、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資する未使用の勤務時間短縮用設備等のうち一定のもの。1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては一組又は一式。）の取得価額が30万円以上のものとする。これらは、医師等勤務時間短縮計画を作成し、都道府県に設置された医療勤務環境改善センターの確認等を受けることが必要。なお、医師等勤務時間短縮計画は、医師1名を対象とするものでも可。

【参考3】構想適合建物等に係る特別償却制度の概要

（現行、適用期限：令和5年3月31日）

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる建物及びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く）又は建設をして、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の8%の特別償却ができる。

2. 対象設備（構想適合建物等）

新築・改築、増築、転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤去）の場合を除く。）により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まないこととする。これらは、病院又は診療所の具体的対応方針が地域医療構想調整会議において提出・確認されていること等について、都道府県の確認を得ることが必要。

(3) 中小企業投資促進税制の延長

(所得税・法人税)

【税制改正大綱63頁】

- 中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する。
- ② 対象資産について、総トン数500 トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する。

【日本医師会税制改正要望】

- 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。

【参考】中小企業投資促進税制の概要（現行、適用期限：令和5年3月31日）

1. 中小企業者等(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人などが、機械装置等を導入した場合に、特別償却 (30%) 又は、税額控除 (7 %) が選択適用できる (7 %税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合)。
2. 対象となる業種
サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く）を除く）、卸売業、小売業、製造業、建設業等
3. 対象設備
 - (1) 機械・装置で 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの
 - (2) 測定工具及び検査工具で 1 台 120 万円以上、1 台 30 万円以上かつ複数合計 120 万円以上
 - (3) ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く）で次に掲げるいずれかのもの
 - (ア) 一つのソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの
 - (イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が 70 万円以上のもの
 - (4) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)
 - (5) 内航海運業の用に供される船舶（取得価額の 75%以上が対象）

※医療機関においてはソフトウェアへの適用が可能

(4) 中小企業経営強化税制の延長

(所得税・法人税)

- ・制度の延長が実現した。医療保険業の用に供する医療用機器及び建物附属設備の追加等は未実現となった。

【税制改正大綱63頁】

- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

【日本医師会税制改正要望】

- 中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること。
 - ① 中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に、医療保健業の用に供する医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
 - ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。

【参考】中小企業経営強化税制の概要（現行、適用期限：令和 5 年 3 月 31 日）

1. 中小企業者等（従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など）が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除 7 %（資本・出資の金額が 3,000 万以下もしくは個人事業主は 10%）を選択適用できる。

2. 対象設備

類型	要件	確認者	対象設備 (取得価額)	その他要件
A 類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160 万円以上）	・生産等設備を構成するもの ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
B 類型	投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30 万円以上） (A 類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
C 類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30 万円以上）	
D 類型	修正ROA（総資産利益率）または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60 万円以上） ソフトウェア（70 万円以上） (A 類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

（注 1）発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が 2 分の 1 を超える発電設備等を除く。

（注 2）器具備品（医療用機器に限る）・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

（注 3）ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS のうち一定のものなどは除く。

（５）中小企業防災・減災投資促進税制の延長

（所得税・法人税）

- ・制度の延長が実現した。適用対象に非営利法人を加える要望は未実現となった。

【税制改正大綱 68 頁】

- 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）。
 - ① 対象資産に耐震装置を加える。
 - ② 令和 7 年 4 月 1 日以後に取得等をする資産の特別償却率を 16%（現行：20%（令和 5 年 4 月 1 日以後は、18%））に引き下げる。

【日本医師会税制改正要望】

- 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。

【参考】中小企業防災・減災投資促進税制の概要（現行、適用期限：令和 5 年 3 月 31 日）

1. 概要

中小企業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の 20% の特別償却が適用できる。

2. 中小企業者とは

下記のいずれかに該当する中小企業等経営強化法第 50 条第 1 項又は第 52 条第 1 項の認定を受けた同法の中小企業者（注）

- ・ 資本金若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人
- ・ 協同組合等

（注）医療法人・社会福祉法人・学校法人・公益法人・一般法人等の非営利法人は、適用対象外

3. 対象設備

減価償却資産の種類 (価格要件)	対象となるものの用途又は細目
機械装置 (100万円以上)	自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置 (同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電機、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、無停電電源装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る。) (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

(6) 地域医療構想実現に向けた税制措置（登録免許税）の延長 (登録免許税)

【税制改正大綱 44 頁】

- 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 3 年延長する。

【日本医師会税制改正要望】

- 地域医療構想実現に向けた再編計画に係る税制措置の延長等。
 - (1) 登録免許税軽減措置の適用期限を延長すること。
 - (2) 固定資産税軽減措置を新たに講ずること。

【参考 1】地域医療構想の実現に向けた税制上の優遇措置（現行、適用期限：令和 5 年 3 月 31 日）

厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した資産（用地・建物）について、登録免許税を軽減する。

- ①土地の所有権の移転登記 1,000 分の 10 （本則：1,000 分の 20）
- ②建物の所有権の保存登記 1,000 分の 2 （本則：1,000 分の 4）

【参考 2】再編計画の認定制度

令和 3 年の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2 以上の医療機関の再編の事業に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるもの（第 11 条の 2 第 1 項）とされた。

三 関連項目

(1) 中小企業者等に対する軽減税率の特例の延長

(法人税)

【税制改正大綱63頁】

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

【参考】法人税率（現行）

対象	区分	本則税率	軽減税率の特例
① 大法人 (出資金額1億円超)	所得区分なし	23.2%	—
② 中小法人 (出資金額1億円以下)	年800万円超の所得	23.2%	—
	年800万円以下の所得	19%	15%
③ 特定医療法人	年800万円超の所得	19%	—
	年800万円以下の所得	19%	15%

(2) たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・地方たばこ税)

- ・税制改正大綱の「令和 5 年度税制改正の基本的考え方」に以下の通り記載された。

【税制改正大綱13頁】

○ 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。

【税制改正大綱21頁】

○ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和 9 年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和 9 年度において、1 兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

(中略)

③ たばこ税

3 円／1 本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和 6 年以降の適切な時期とする。

【日本医師会税制改正要望】

- たばこ税の税率を引き上げること。

以 上

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

(事業税)

1 大綱の概要

＜第三 検討事項＞ より抜粋

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 * 医療法人を含む	3.5 % (約4.7%)	4.9 % (約6.6%)	
	普通法人	3.5 % (約4.8%)	5.3 % (約7.3%)	7.0 % (約9.6%)
	個人	5.0%		

注 ()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

(相続税、贈与税)

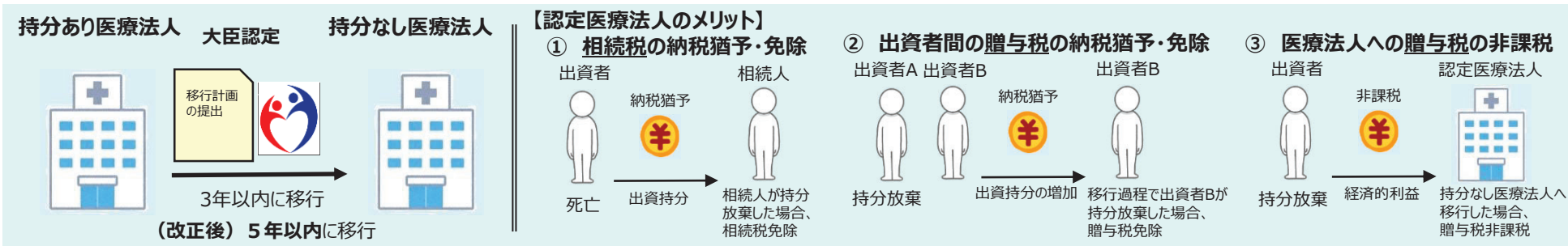
1 大綱の概要

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を令和8年12月末まで延長する。

- ① 相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を超えない範囲内のものとする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

2 制度の内容

- ・ 平成26年度の医療法^(※)改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると厚生労働大臣から認定を受けた「認定医療法人」に対して、**出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の特例措置**が導入された。更に、平成29年10月からは、**出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置**も導入された。（大臣認定の後、3年以内に移行）
- ・ 現行の制度は令和5年9月末までの措置であるため、**当該措置を令和8年12月末まで延長**する。
- ・ また、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができずに、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在するため、更なる移行促進のため、**移行期限を5年以内に緩和**する。



(※) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長

(所得税、法人税)

1 大綱の概要

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

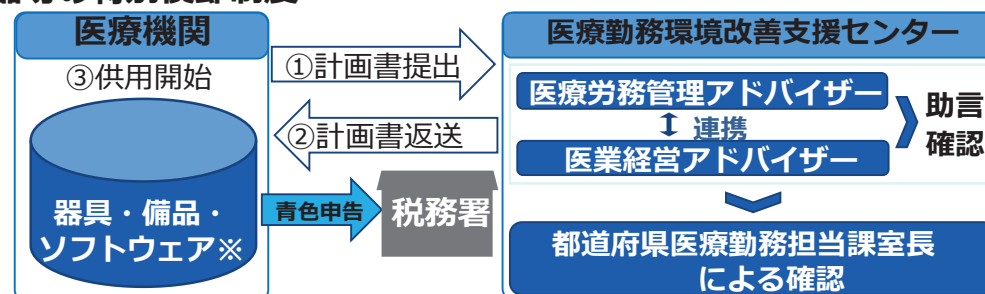
2 制度の内容

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5類型のいずれかに該当するもの

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**

地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長

(登録免許税)

1 大綱の概要

医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

2 制度の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律における認定再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づき取得した不動産（用地・建物）について、登録免許税の税率を1／2に軽減する。

- ① 土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）
- ② 建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

再編計画認定までのプロセス

